令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

指導監査年月日 監査方法	指導対象	指摘対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改　善　結　果
令和7年6月24日	地域密着型通所介護 樹楽団らんの家関屋事業所	地域密着型通所介護	運営推進会議を概ね6月に1回以上開催していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第60条の17」に基づき、運営推進会議を概ね6月に1回以上開催し、活動状況の報告を行い、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。また会議録を作成したら、公表してください。	令和7年11月28日に運営推進会議を実施しました。
実地				

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年6月26日 実地	地域密着型通所介護　デイサービスもみじの家松浜 事業所	地域密着型通所介護	従業者に対する虐待防止のための研修が実施されていませんでした。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第41条の2第3号に基づき、虐待の防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以上研修を実施してください。なお、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の3の2(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	虐待の防止のための指針に基づき、7月10日に委員会と研修を開催しました。 今後、3か月に1回、委員会と研修を開催します。 また、7月1日から9月30日まで基準型から減算型に変更を行いました。
		地域密着型通所介護	従業者の資格証、労働条件通知書及び辞令の写しを確認できないものが散見されました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づき、従業員の状況が把握できる書類を適切に保管してください。	専用のファイルを用意しファイリングを行うようにしました。 また、入社時に資格証などのコピーの保管を徹底することとしました。
		地域密着型通所介護	サービス担当者会議に出席した記録がありませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の6に基づき、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、その内容を記録し、適切に保管してください。	サービス担当者会議が開催されたその日に記録をまとめ提出し保管することを徹底することとしました。
		地域密着型通所介護	通所介護計画について、計画期間終了後の目標達成状況の確認がされていませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の10に基づき、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を評価し、通所介護計画書の評価欄に記録をしてください。	計画期間終了の時期、日時を再度確認し一覧表にまとめ、その都度記入・評価することとしました。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		地域密着型通所介護	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が実施されていませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の16第2項第3号に基づき、研修及び訓練を年1回以上実施し、その内容を記録に残してください。	研修と訓練を令和7年11月中に実施します。また、次年度以降は、研修を5月、訓練を11月に実施します。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年7月1日 実地	地域密着型通所介護　デイサービスもみじの家西小針台 事業所	地域密着型通所介護	介護従事者の日中の時間帯の配置について、基準を満たさない日がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づき、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を確保してください。また、労働条件通知書は最新のものを保管してください。	他施設との連携を取り、人員不足の際は、補充を頼めるようにし、不測の事態に対応できる人員の確保を行っています。
		地域密着型通所介護	「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の7に基づき、利用者から費用徴収した際は領収書を発行してください。	毎回請求書の作成と同時に領収書の作成を行うこととし、支払が確認できた時点で領収書を発行することにします。
		地域密着型通所介護	「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の16に基づき、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催し、その結果を職員に周知してください。あわせて、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施してください。	毎年必ず6月に委員会を行い、研修及び訓練は、3ヶ月に一回3月・6月・9月・12月に行い、記録として議事録を作成し保管します。
		地域密着型通所介護	利用者から預かった通帳と印鑑の管理者が同一となっていました。平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」に基づき、通帳と印鑑の管理者を分け、各々別の場所で鍵のかかる保管庫に保管してください。	貴重品や現金・通帳等を預かる際は、本人・家族や後見人・ケアマネージャーの三者で確認の上、預かり証を発行し、鍵のかかる保管庫に保管します。その際、通帳と印鑑があった場合は、通帳を1F保管庫、印鑑を2F保管庫に保管することにします。これらの出入時は、保管表に使用理由を記入の上、保管庫管理人と使用者が押印し、厳重に管理をしています。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年7月10日 実地	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム長寿の館・わかば園	小規模多機能型居宅介護	夜間の職員体制（宿直）について、勤務表や雇用契約書、就業規則等に明確な宿直職員の記載や宿直として勤務する時間帯の記載がなく、夜勤1名＋宿直1名の体制がとれていることを確認できませんでした。現在は、暗黙の了解として準夜勤（14:15～23:15）の職員が勤務後の23:15～翌7:00の間宿直として待機、深夜勤（23:00～翌8:00）の職員が勤務開始前の19:00～23:00まで宿直として待機しているとのことでしたが、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の13に基づき、勤務の体制を明確に示してください。	業務日誌、勤務表、雇用契約書において、夜間の勤務体制（宿直）が明確となるよう明示しました。
			小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議の開催及びアセスメントを実施していない事例やサービス担当者会議の記録が未作成の事例が複数ありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」94条第2項に基づき、サービス担当者会議及びアセスメントを実施し、その記録を作成、保管してください。	サービス担当者会議の開催並びにアセスメントなど漏れのないよう確認を行いながら引き続き実施、記録物についても速やかに個人用ファイルへと入れることとしました。
			小規模多機能型居宅介護	事故が発生し、病院受診したにも関わらず、市に事故報告を提出していない事例がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第109条で準用する第41条第1項に基づき、5日以内に市に事故報告を提出してください。	事故の報告については、５日以内に事故報告を行うこととし、徹底しました。また、報告されていなかった事故については報告をしました。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年7月15日	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所かくれんぼ	小規模多機能型居宅介護	介護従事者の日中の時間帯の配置（常勤換算で、通いサービスは利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上）について、基準を満たさない日がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第83条に基づき適切な人員を配置してください。また、過去の人員配置について再度確認し、月平均で人員基準を満たさない月があれば、過誤調整を行ってください。過誤調整を行った場合は、その件数と金額を報告してください。	この度の実地指導においてご指摘いただきました人員基準の充足状況につきまして、過去の各月の勤務実績をもとに確認を行いました。 確認の結果、月平均において人員基準を満たしていない月は認められませんでした。 しかしながら、今回のご指摘を重く受け止め、今後はこれまで以上に人員の配置の状況を適切に把握・管理し、人員基準を満たすよう徹底します。
実地			小規模多機能型居宅介護	サービス担当者会議を開催していない事例がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例88条に基づき、計画の変更及び更新の際はサービス担当者会議を行ってください。	指摘をいただいて以後、計画変更及び更新の際には、確実に実施している。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年10月2日 実地	認知症対応型共同生活介護事業所　けあビジョンホーム新潟太郎代 訪問介護事業所　けあビジョンホーム新潟太郎代訪問介護	認知症対応型共同生活介護	利用者の生活時間帯における介護従業者の勤務時間の計が、基準に満たない日がありました。「新潟市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第111条に基づき、利用者の生活時間帯における従業者の員数は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の標準数を満たす配置としてください。	打刻間違い防ぐよう確認していく。超過勤務時間を勤務時間の合計に含めずに基準を満たすよう人員配置する。
		認知症対応型共同生活介護	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第118条7項(1)に基づき、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知してください。なお、平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の6(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	委員会を3か月に1回ではなく当面の間月1回で行っていく。 会議の内容を明確に行えるよう事前に話し合う内容を記載した要項を作成し会議することとする。また会議報告書にサインの場所を作成し回覧時にサインをするよう周知徹底する。改善計画を提出済み。減算に対する体制届も提出済み。
		認知症対応型共同生活介護	運営推進会議について、令和6年度の第1回から第4回までの記録が確認できませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第60条の17」に基づき、運営推進会議の開催後は、会議録を作成し公表してください。	保管場所を現在確認中。発見後に速やかに提出行う。会議開催後は会議録の作成を行う。
		訪問介護	モニタリングの記録が確認できないものがありました。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条5項」に基づき、モニタリングは少なくとも訪問介護計画の目標期間ごとに行い、モニタリングの結果を利用者に説明してください。	モニタリングは訪問介護計画の目標期間ごとに毎月行っていく。モニタリング結果については訪問時に書式を持参し説明を行う。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年10月3日	認知症対応型共同生 まいらいふ和納 活介護事業所	認知症対応型共同生活介護	令和7年8月の勤務実績表で、夜間及び深夜の時間帯以外の従業者の員数が基準を満たしていない日がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第111条に基づき、月平均だけでなく日単位でも基準（日中の時間帯に利用者の数が3人又はその端数を増すごとに常勤換算で1人以上。つまり1日につき常勤換算で従業者3.0人以上又は勤務時間合計で24.0時間以上。）を満たすように従業者を配置してください。	9/8に常勤職員1名入職し基準を満たしています。
実地				

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年10月3日	認知症対応型共同生 まいらいふ月潟 活介護事業所	認知症対応型共同生活介護	指摘事項なし。	
実地				

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年10月28日 実地	小規模多機能型居宅介護　なじみの家きなせや黒埼	小規模多機能型居宅介護	指摘事項なし	

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和7年10月28日 実地	小規模多機能型居宅介護　なじみの家きなせや小新	小規模多機能型居宅介護	指摘事項なし	

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和8年1月9日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　からし種の会 認知症対応型共同生活介護事業所　グループホームマナの家	法人運営	評議員の員数について、退任した評議員と新たに選任された評議員の任期が重複し、定められた員数を超えた期間がありました。定款第5条に基づき、評議員は正しい員数となるよう選任手続きをおこなってください。	・今回指摘を受けた評議員の任期重複については、新潟市からの通知内容を確認したうえで福祉監査課へ相談し、任期の再決議は不要であることを確認した。2026年3月20日の理事会において通知内容と指摘事項を共有し、評議員選任・解任委員会間で認識を統一した。任期重複は、退任は決議日までが任期であるとの内部解釈に基づき、退任と新任の決議を同日に行ったことが原因であったため、今後は新潟市の通知に沿って任期の取り扱いを明確化し、決議日が重複しないよう手続きの見直しを行った。また、任期管理の確認体制を強化し、再発防止に努めていく。
		法人会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準第31条及び定款第30条に基づいて詳細に表示し、財産目録と定款の記載を一致させてください。	・監査後速やかに財産目録に追加し、顧問税理士事務所の担当者にも確認してもらった。現在は定款と謄本の記載内容とも一致している。2026年3月16日の法人経営会議、2026年3月20日開催の理事会において、新潟市からの「指導監査・運営指導の結果について(通知)」の資料を配布し内容を報告した。以後このようなことが無いよう法人運営に関する知識を深め、確認を行いながら業務を行っていくことも伝えた。
		法人会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準第31条及び定款第30条に基づいて詳細に表示し、財産目録と定款の記載を一致させてください。	・監査後速やかに財産目録に追加し、顧問税理士事務所の担当者にも確認してもらった。現在は定款と謄本の記載内容とも一致している。2026年3月16日の法人経営会議、2026年3月20日開催の理事会において、新潟市からの「指導監査・運営指導の結果について(通知)」の資料を配布し内容を報告した。以後このようなことが無いよう法人運営に関する知識を深め、確認を行いながら業務を行っていくことも伝えた。
		認知症対応型共同生活介護	モニタリングの記録が確認できないものがありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第119条第6項に基づき、モニタリングは少なくとも認知症対応型共同生活介護計画の目標期間ごとに行い、モニタリングの結果を利用者に説明してください。	・今回の指摘事項を重く受け止め、有資格者の配置体制を再検討するとともに、職場全体で情報共有を徹底し、取り組む姿勢を強化していく。また、チェック漏れを防ぐため、月1回のケース会議でモニタリングの内容・進捗・課題を共有し、作成状況を確認する体制を整えた。さらに、内部監査を年1回以上実施し、記録の不備や遅れが生じていないかを継続的に点検することで、同様の事案が再発しないよう改善を進めていく。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和8年1月14日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　とんぼ倶楽部 認知症対応型共同生活介護事業所　グループホーム赤とんぼ	法人運営	定款第7章「公益を目的とする事業」に、既に廃止している居宅介護支援事業が記載されていました。社会福祉法第31条第1項に基づき、定款から削除してください。	令和8年3月16日の理事会において、定款変更の決議を行いました。
		法人運営	令和7年6月の定時評議員会について、評議員の改選前にもかかわらず、改選後の評議員により開催されていました。社会福祉法第41条第1項及び定款第7条に基づき、評議員の任期は「定時評議員会の終結の時まで」となるため、定時評議員会は改選前の評議員により実施してください。	今後の評議員の任期は「定時評議員会の終結の時まで」と法令及び定款を遵守します。
		法人運営	定時評議員会の開催について、社会福祉法第45条の32第1項及び社援発第0427第1号（最終改定：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、計算書類の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、理事会で計算書類及び事業報告等の承認を行った後、「中14日」以上の間隔を空けて開催してください。	今後は、定時評議員会は理事会で計算書類及び次号報告等の承認を行った後、「中14日以上」の間隔を空けて開催します。
		法人運営	施設長及び管理者の任免について、理事会の決議を経ずに行われていました。社会福祉法第45条の13第4項第3号及び定款第22条に基づき、施設長等の重要な役割を担う職員の任免は、理事会の決議を経て行ってください。	令和8年3月16日の理事会において、施設長任免の決議を行いました。今後は、重要な職員の任免は理事会の決議を経ていきます。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		法人会計	計算書類の注記及び財産目録について適正に作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、資産及び純資産の状態に関して正しく表示してください。	計算書類の注記及び財産目録を訂正しました。
		認知症対応型共同生活介護	夜間及び深夜の時間帯以外の従業員数が不足している日がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第111条第1項に基づき、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としてください。	今後は、新たに職員を採用、施設間の職員移動を行い、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていきます。
		認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算（Ⅰ）ハの算定について、加算要件である看護師を配置していませんでした。「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）」第2の6(12)に基づき、医療連携体制加算（Ⅰ）ハを算定していた期間の利用者の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	新規職員として看護師を配置した。 医療連携体制加算（Ⅰ）ハを算定していた期間の利用者の給付費については過去調整を行った。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和8年1月16日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　友愛会 認知症対応型共同生活介護事業所　グループホームゆうあい	法人運営	理事会に2回連続で欠席している理事、監事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号（最終改正：令和4年3月14日）社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（指導監査ガイドライン）に基づき、当該理事、監事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。	理事会への出席状況について確認を行い欠席が続いた理事、監事に対し出席の重要性を周知。定期的に出席状況を確認し適切な体制を維持するよう改善します。
		法人運営	理事会で次回評議員会の日時・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会での決議を得たうえで招集してください。	評議員会の開催にあたり事前に理事会にて日時、場所、議題等について決議を行う手続きを徹底。法令に基づいた適正な招集を継続し実施します。
		法人運営	役員報酬規程について、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、次の点を修正し、評議員会の決議を得てください。「第3条のうち、常勤役員に関する規定を削除」「第3条に監事監査実施時の報酬額を追加」「前回改正時の附則を追加」	役員報酬規定について指摘事項を踏まえ見直しを行い必要な修正を実施。改定後の規定は評議員会の決議を経て適正に整備します。
		法人会計	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」10に基づき、補助金収入については、補助の目的に属する区分の補助金収入科目で計上してください。	補助金収入科目を設定し、期中発生額を振り替えました。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		法人会計	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」6に基づき、流動資産−前払金の内、保険料は前払金でなく前払費用を使用し、貸借対照表日の翌日の1年を超えて費用化されるものは固定資産に表示してください。	前払金を前払費用へと科目を振り替え、1年を超えるものについては長期前払費用へと科目を振り替えました。
		法人会計	社会福祉事業区分対照表内訳書は、「社会福祉法人会計基準第3号第3様式」の様式に基づき作成してください。	区分をゆうあい区分、ひまわり区分の二つになるように訂正しました。
		法人会計	資金収支計算書の当期末支払資金残高が正しく計上されていませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」5に基づき、支払資金を正しく計上してください。	資金収支計算書を訂正し計上しなくてよい金額を削除して、支払資金を正しく計上しました。
		法人会計	附属明細書別紙①借入金明細書について、計算書類の金額と一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正しく記載してください。	計算書類の金額と一致するように記載します。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		法人会計	拠点区分間において生じた貸付(借入)が立替金で計上されていました。「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」4に基づき、拠点区分間貸付(借入)金で計上してください。また、サービス区分間繰入金が拠点区分間繰入金で計上されていましたので適切に計上してください。	拠点区分間貸付金、借入金の科目を設定し計上しました。
		法人会計	資金収支計算書の拠点区分間繰入金収入(支出)科目に相当する事業活動計算書の科目がその他の特別収益(損失)で計上されていました。社会福祉法人会計基準第24条に基づき、適切な科目で計上してください。	適切な科目を設定し計上しました。
		認知症対応型共同生活介護	夜間及び深夜の時間帯以外の従業員数が不足している日がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第111条第1項に基づき、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としてください。	従業員配置状況を見直し基準を満たすよう勤務体制の調整および人員配置の適正化を行いました。シフト管理を徹底し常に基準を満たす体制を維持します。
		認知症対応型共同生活介護	入院時費用について、日数の限度を超えて算定していました。指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号)6(8)に基づき、限度を超えて算定していた期間の利用者の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	入院時費用の算定内容を確認し限度日数を超えて算定していた期間について過誤調整を行いました。利用者負担金についても返還対応を行い該当件数及び金額を整理。算定基準の確認を徹底し適正な請求を行います。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		認知症対応型共同生活介護	新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第10条に基づき、重要事項説明書を以下の通り修正してください。 ・「4　利用料・基本分（介護報酬分）」のサービス料金について、1割負担だけではなく2割3割負担も記載 ・「6　当ホームの特徴」について、提供するサービスの第三者評価の実施状況に、実施した直近の年月日と評価機関の名称を記載 ・「10　サービスについての苦情等」について、新潟市役所の所管課名称を修正	(1)重要事項説明書の利用料記載について見直しを行い1割負担に加え2割、3割負担についても明記するように修正しました。　(2)当ホームの特徴に関する記載内容を見直し第三者評価の実施状況について直近の実施年月日および評価機関名を追記しました。(3)苦情対応に関する記載について確認を行い新潟市役所の所管課名称を最新の正しい名称に修正しました。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和8年1月30日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　うぐいす福祉会 認知症対応型共同生活介護事業所　認知症高齢者グループホームおおやちの家	法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。	令和8年度第1回理事会において、令和8年度定時評議員会の招集について決議する際に議案の概要についても決議します。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

令和8年2月5日 9:45～16:15 実地	社会福祉法人　愛和 認知症対応型共同生活介護事業所　グループホームやしろだ	法人運営	定款細則第6条及び別紙1について、理事の意思表示・書面議決の記載が残ったままでした。社会福祉法第45条の14第4項に基づき書面決議はできませんので、削除してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	定款細則の条ずれを修正し、控えも正しい内容に差し替えました。
		法人運営	評議員会で却下された定款をホームページとWAMNETに掲載していました。定款の変更についての決議は社会福祉法第45条の36第1項及び定款第13条第2項第2号に基づき、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければなりません。なお、定款を変更した時は社会福祉法第45条の36第2項及び第59条の2第1項第1号に基づき、所轄庁の認可を受けた上で遅滞なく最新のものを公表してください。	法人ホームページについては既に差し替え済みであり、ワムネットについても差し替えました。
		法人会計	拠点区分事業活動計算書について、様式番号が誤って記載されていました。社会福祉法人会計基準第23条第4項に基づき、正しく記載してください。	決算書に影響はないことから、付属明細書9頁「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」を令和7年度決算で訂正することとし、来年度からは確認を徹底して適切に運用します。
		法人会計	計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準第29条に基づき、次の事項を修正してください。「4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分」：公益事業の各種書類の作成を省略する旨を記載する。「6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」：題名の誤字を削除	決算書に影響はないことから、付属明細書9頁「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」を令和7年度決算で訂正することとし、来年度からは確認を徹底して適切に運用します。

令和7年度　地域密着型サービス　運営指導結果

		法人 会計	「国庫補助金特別積立金明細書」の当期取崩額および当期末残高が、貸借対照表と一致していませんでした。また、「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」の期末取得価額等が、貸借対照表、財産目録、および計算書類に対する注記と一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、適正に作成してください。	決算書に影響はないことから、付属明細書9頁「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」を令和7年度決算で訂正することとし、来年度からは確認を徹底して適切に運用します。
		法人 会計	エアコン入替に係る一者随意契約について、契約執行伺いが作成されていませんでした。経理規程第71条に基づき、随意契約が可能な金額であっても、予定価格10万円未満の軽微なものを除いて見積もり合わせを行い、相手先を決定してください。なお、特定の一者と随意契約する場合は、その理由や業者を明確にし、記録に残してください。	次回からは見積合わせの結果を記録し、随意契約の場合には、その理由や業者を明確に記録に残すこと及び、経理規程に基づき業務を遂行するよう関係職員に周知しました。